

# 重要事項説明書

この書面では、少額短期保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

<b>契約概要</b>	「契約概要」印がつけられている項目は、ご契約に関する重要事項のうち、保険商品の内容をご理解いただくための事項です。
<b>注意喚起情報</b>	「注意喚起情報」印がつけられている項目は、ご契約に関する重要事項のうち、ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

## 1 契約締結前におけるご確認事項

- 商品の名称、仕組み  
①商品の名称 **契約概要** お店のあんしん保険（事業者向けテナント総合保険）  
②保険期間 2年  
③商品の仕組み **契約概要** 基本補償、セツトすることができる特約（任意セツト特約）は次のとおりです。

基本補償	設備・什器等保険金	+	特約補償	休業損害補償特約 飲食業特約	理美容・サロン業特約 小売業特約
	借家人賠償、施設賠償				

- 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**  
基本となる補償（契約ラフ）の保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款をご参照ください。

保険金をお支払いする場合

臨時費用	設備・什器等保険金 借家人賠償、施設賠償	+	特約補償	休業損害補償特約 飲食業特約	理美容・サロン業特約 小売業特約

1.火災、2.落雷、3.破裂・爆発（※1） 4.騒いよう・労働争議等、5.盗難（※2） 6.水濡れ（※3） 7.建物の外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊 8.風災・ひょう災・雪災（※4） 9.水災（※5） 10.不測かつ突発的な事故（※6）

※1 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象  
※2 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。  
※3 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。  
※4 損害の額が20万円以上となった場合のみ支払対象となります。  
※5 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等による下記の場合をいいます。  
・ 借用施設が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ること  
・ 借用施設または借用施設が属する建物につき半損以上の損害が生じること  
※6 1か59までの事故を除きます。

修理費用	設備・什器等保険金 借家人賠償、施設賠償	+	特約補償	休業損害補償特約 飲食業特約	理美容・サロン業特約 小売業特約

次の各号のいずれかの事故により借用施設に損害が生じた場合において、被保険者かその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実にこれを修理したとき

- 設備・什器等保険金を支払う場合のいずれかの事故による損害が生じた場合
- 凍結により借用施設の専用水道管に損害（リッキンクのみ）が生じた損壊を除きます。）が生じた場合

残存物取片付け費用	設備・什器等保険金 借家人賠償、施設賠償	+	特約補償	休業損害補償特約 飲食業特約	理美容・サロン業特約 小売業特約

設備・什器等保険金をお支払いする場合（不測かつ突発的な事故の場合を除く）のいずれかの事故により設備・什器等保険金  
が支払われる場合で、それぞれの事故により損害を受けた保険の対象の残存物の取片付け、清掃および搬出した場合

失火見舞費用	設備・什器等保険金 借家人賠償、施設賠償	+	特約補償	休業損害補償特約 飲食業特約	理美容・サロン業特約 小売業特約

設備・什器等保険金をお支払いする場合のa)による事故により次に掲げる損害が生じた場合

- 第三者の所有物の滅失、毀損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除く、
- 第三者の営業施設の営業の休止。ただし、1営業日以上営業を休止した場合に限る。

借家人賠償	設備・什器等保険金 借家人賠償、施設賠償	+	特約補償	休業損害補償特約 飲食業特約	理美容・サロン業特約 小売業特約

次の各号のいずれかに該当する事故により、借用施設が損壊し、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害

- 火災
- 破裂または爆発
- 借用施設内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れ

施設賠償	設備・什器等保険金 借家人賠償、施設賠償	+	特約補償	休業損害補償特約 飲食業特約	理美容・サロン業特約 小売業特約

- 借用施設の使用または管理に起因する偶然な事故
- 借用施設の使用に伴う被保険者の業務の遂行に起因する偶然な事故

設備・什器等	設備・什器等保険金 借家人賠償、施設賠償	+	特約補償	休業損害補償特約 飲食業特約	理美容・サロン業特約 小売業特約

保険金をお支払いしない主な場合

- 風、雨、雪、ひょう、砂塵の吹き込みや漏入等による損害
- 保険の対象が屋外にある間に生じた事故による損害
- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失等による損害
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者、被保険者の使用人または被保険者同居する親族の故意による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害
- 【不測かつ突発的な事故による損害】  
上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。
  - 置忘れ、紛失または不注意による廃棄による損害
  - 電氣的・機械的事故（故障）によって生じた損害
  - 保険の対象の欠陥によっての部分に生じた損害
  - 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、ひび割れ、ねずみ食い、虫食い等によっての部分に生じた損害
  - すり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損（保険の対象の機能に支障をきたさない損害）
  - 電球、フラスコ管等の管球類のみまたは液晶テレビ等の画像表示装置のみに生じた損害
  - 詐欺または横領によって生じた損害
  - 等上記以外の免責事由については、普通保険約款第5条をご参照ください。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約条項によって定められます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については当社ホームページをご参照いただき、取扱代理店または当社にご相談ください。

▶ 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。

各種費用	設備・什器等保険金をお支払いしない主な場合と同じですが、詳細は普通保険約款第5条、第8条をご参照ください。
借家人賠償、施設賠償	● 保険契約者、被保険者またはこれらの代理人の故意によって生じた損害 ● 給排水管等から排出・漏洩する液体等による財物損壊に起因する損害（施設賠償のみ）等。詳細は普通保険約款第21条、第25条をご参照ください。

②お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**  
契約ラフの補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、下記の損害保険金をお支払います。

支払い保険金の額	支払い保険金の額
損害保険金＝損害額（再調達価額）－免責金額（自己負担額） ※ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき保険金額が限度となりますが、それぞれの保険金をお支払いする場合により別途上限額および免責金額（自己負担額）が異なります。	臨時費用 100%に相当する額
【免責金額・上限額】 ・盗難の場合：1回の事故につき、免責金額1万円、200万円を限度。 ・業務用通貨の盗難の場合：1回の事故につき、免責金額1万円、30万円を限度。 ・業務用預貯金証書の盗難の場合：1回の事故につき、免責金額1万円、200万円を限度。 ・自動車、原動機付自転車の盗難の場合：1回の事故につき、免責金額1万円、5万円を限度。 ・水災の場合：1回の事故につき、設備・什器等保険金額の5%に相当する額を限度。 ・不測かつ突発的な事故の場合：1回の事故につき、免責金額5万円、30万円を限度。	修理費用 修理費用保険金＝修理費用の額（1回の事故につき100万円を限度） ※不測かつ突発的な事故の損害については、免責金額3,000円を差し引いた額
設備・什器等	残存物取片付け費用 付の費用の額（設備・什器等保険金の10%に相当する額を限度）
失火見舞費用	失火見舞い費用保険金＝損害が生じた事業者または世帯の数×10万円 1回の事故につき設備・什器等保険金額の20%に相当する額を限度
借家人賠償、施設賠償	借家人賠償、施設賠償 損害額

※損害額の算出方法については、普通保険約款をご参照ください。  
※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額（自己負担額）が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約条項をご確認ください。

③主な特約の概要 **契約概要**  
特約には、次の2種類があります。

- ご契約時のお申し出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセツトされる特約（自動セツト特約）
- ご契約時にお申し出があり、当社が引き受けられる場合にセツトされる特約（任意セツト特約）

a. 自動セツト特約	同一被保険者による複数契約特約	同一の被保険者について、複数の保険契約の締結を可能とする特約です。
	サービス料金との合算による保険料払込特約	指定事業者を利用したサービス料金と合算して保険料を払い込める特約です。
	保険証券および継続書不発行に関する特約	紙面による保険証券・継続証を不発行とする特約です。
	書面省略特約	所定の契約内容について書面での申出を不要とする特約です。
	通信販売特約	インターネット経由または非対面による申込書送付による申込が出来る特約です。
	休業損害補償特約	保険の対象の設備・什器等が損害を受けた結果、営業が休止されたために生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払い出来る特約です。 ※休業損害保険金：1回の事故につき、3万円に休業期間の日数（30日を上限）を乗じた額を限度

飲食業向けの特約で、①生産物賠償責任保険金、②食中毒見舞保険金、③人格権長害賠償責任保険金をお支払いできる特約です。  
※ 生産物賠償責任保険金：通院・入院・重度後遺障害・死亡の場合は下記のとおり。

区分	支払額
被害者が死亡した場合	50万円
被害者が重度後遺障害を被った場合	50万円
被害者が入院した場合	10万円限度
被害者が通院した場合	3万円限度

※ 食中毒見舞保険金：営業休止期間1日あたりの20万円、1回の事故につき100万円を限度

<b>b. 任意セ</b>	理美容・サロン業向けの特約で、①受託者賠償責任保険金、②施術行為起因損害賠償責任保険金、③人格権侵害賠償責任保険金、④人格権侵害賠償責任保険金をお支払いできる特約です。 ※ 受託者賠償責任保険金：1回の事故につき50万円を限度
<b>レット特約</b>	小売業向けの特約で、①商品・製品保険金、②生産物賠償責任保険金、③人格権侵害賠償責任保険金をお支払いできる特約です。 ※ 商品・製品保険金：1回の事故につき200万円を限度

※特約の詳細については普通保険約款・特約条項をご参照ください。

- ④引受範囲 **契約概要**
  - 保険金額の設定 **契約概要**
    - 設備・什器等の保険金額は、次の点にご注意ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約条項等をご確認ください。

- 当社は保険業法第2条第18項に定める少額短期保険業者であり、次の範囲内で保険の引受を行うことができます。
  - ・保険金額は1被保険者について1,000万円までとなります。
  - ・1被保険者について引受できるすべての被保険者の保険金額の合計は10億円までとなります。

この保険契約には「同一被保険者による複数契約特約」が付帯されており、当社は、同一被保険者について複数の保険契約を引き受けることができます。ただし、その場合には以下の制限があります。

- ・同一建物内または当社の基準により隣接する建物と判断した建物内に所在する借用施設については、複数契約の引受はできません。
- ・同一被保険者について、引受できる複数の保険契約の件数は5件までとなります。
- ・同一被保険者について、引受できる複数の保険契約の設備・什器等保険金額合計額は3,000万円までとなります。
- ・同一被保険者について、複数の保険契約の保険金額の合計額が1,000万円を超えときは、保険金額の合計額を1,000万円とみなします。

- ・同一被保険者について、1回の事故に対して複数の保険契約に基づいて当社が支払う保険金の合計額は1,000万円を限度とします。
  - 普通保険約款における被保険者は借用施設で業務を行う事業者とし、保険の対象である設備・什器等を所有・使用・管理する者です。また飲食業特約における被保険者は借用施設で飲食業務を行う事業者で、理美容・サロン業特約における被保険者は借用施設で理美容・サロン業務を行う事業者です。
  - 製造業（工場、作業場）、クリーニング業（取次店は除く）、保育所、託児所、火薬等危険取扱業、LP ガス販売店、ガソリンスタンド、旅館、ホテル、ショートステイ（宿泊）等を事業の内容に含む介護・介助施設は加入できません。
  - 焼肉店、ラーメン店は引受制限業種にあたります。詳しい内容につきましては取扱代理店またはUSEN少額短期保険株式会社までお問い合わせください。
- ⑤保険の対象 **契約概要**
  - ・設備・什器等保険の場合… 借用施設内に収容の被保険者が所有・使用・管理する設備・什器等です。

- 設備・什器等を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません。
  - ① 生活の目的のみに使用される動産
  - ② 貴金属、時計、宝玉、宝石、カメラ、バッグおよびこれらに類する物ならびに書画、骨とう品、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物
  - ③ 自動車、船舶および航空機その他これらに類する物ならびに自動車の場合、カーテレオ、スアパータイヤ、ホイール、カーナビゲーションシステム等、船舶の場合、帆、権、エンジン等、航空機の場合、プロペラ等これららの付属品
  - ④ 預貯金証書、通貨、電子マネー、有価証券、クレジットカード、乗車券、定期券、キヤッシュカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、商品券、チャット類その他これらに類する物
  - ⑤ 電球、ブラウン管その他これらに類する物
  - ⑥ 帳簿、稿本、設計書、図案、雛型、木型、紙型、模型、証書その他これらに類する物
  - ⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
  - ⑧ 電動車椅子その他これらに類する物
  - ⑨ 楽器、食品、薬品類その他これらに類する物
  - ⑩ 商品・製品
- ① 動物および植物等の生物
- ② 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、眼鏡、かつら、医療用機器その他これらに類する物

・賠償責任保険の場合… それぞれ法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被保険者の損害

<b>【告知事項】</b>
保険契約者の氏名または名称 被保険者（借用施設で業務を行う事業者）の氏名または名称 借用施設の住所 被保険者の業種 他の保険契約等の有無

- (2) クーリング・オフ **注意喚起情報**
  - この保険は事業者向けの保険であり、営業または事業のための契約となるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

## 3 契約締結後におけるご注意事項

- (1) 通知義務等 **注意喚起情報**
  - 契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

<b>【通知事項】</b>
被保険者の業種の変更 保険の対象をほかの場所に移転 設備・什器等を保険の対象としたほかの保険契約の締結 保険契約者の住所の変更 告知事項の内容に変更を生じさせる事実（例：保険対象の滅失、移転、賃貸借の終了）

- (2) 解約返還金 **契約概要** **注意喚起情報**
  - ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返還金として返還します。
    - 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返還金を返還します。ただし解約返還金は、原則として未経過期間分よりも少なくなり得ます。
    - 始期日から解約日までの期間に応じて払込んだべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込がない場合は、解約日前に事故が発生した場合に保険金が支払えない場合があります。

## 4 その他ご留意いただきたいこと

- (1) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**
  - 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものと取ります。

- (2) 当社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**
  - 万一、当社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構（セーフティネット）」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。当社は、保険業法に基づいた少額短期保険業を運営しており、事業規模に応じた保証金の供託を行い、事業継続の予測の事態に備えております。

- (3) 個人情報取扱いについて **注意喚起情報**
  - 当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかにご利用することはありません。
  - ① 各種保険契約のお引受、継続・維持管理、保険金等のお支払い

<b>〈保険に関する相談・お問い合わせ〉</b>
<b>0120-009-680（カスタマーセンター）</b> <b>【受付時間】 9：30～18：00（土日祝日、年末・年始は休業）</b>

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**  
当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯に対応に努める所存でございますが、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会と連携し、当社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。  
※「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8八丁堀SF2階  
TEL：0120-821-144 FAX：03-3297-0755  
【受付時間】平日9：00～12：00、13：00～17：00（土日祝日、年末・年始は休業）

- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関するアンケート、情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、因縁機関、保険金の請求、支払いに関する関係先等に提供することがあります。当社における個人情報保護方針については、当社web サイト（https://usen-ssi.co.jp）をご参照ください。

- (4) 契約等の情報交換について  
当社は、本保険契約に関する個人情報について、社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社との間で、登録または交換を実施することがあります。

- (5) 保険金の削減について **契約概要** **注意喚起情報**
  - 保険金の支払事由に該当する場合でも、集積損害の発生等により当社の収支に著しい影響を及ぼすと特に認めるときは、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

- (6) 保険契約が失効となる場合について **注意喚起情報**
  - 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したとき、この保険契約は失効します。
    - ・保険の対象の全部が滅失した場合
    - ・保険の対象の全部を譲渡した場合
    - ・保険の対象の全部を他の場所へ移転した場合
    - ・信用施設の賃貸借契約が修了した場合

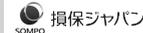
- (7) 支払時情報交換制度  
当社は、社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
  - 「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（http://www.shougakutanki.jp/general/about/syoutkai.html）をご参照ください。

- (8) 補償の重複 **注意喚起情報**
  - 当保険のご契約にあつては、補償内容が同様の保険契約がほかにある場合、補償が重複することはありません。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえで、ご契約ください。

- (9) 継続契約について
  - ① 当社が、普通保険約款、特約、保険利率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その継続契約の初日における普通保険約款、特約、保険利率等が適用されます。
  - そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。
  - ② 自動継続タイプの保険契約について  
当社では、当社よりお送りする継続の通知を受理した保険契約者が、保険期間満了日の前日までに当社に保険契約を継続しない旨の通知を寄らない場合、もしくは継続前契約の保険期間満了日までに保険契約者から継続後の保険料が払い込まれた場合、継続の通知に記載された内容で継続するものとします（自動継続タイプの保険契約）。なお、継続時には保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があります。なお、当該商品が不採算となり、継続契約の引受が困難となった場合には、その契約の継続を引受ないこととする場合もあります。

# 重要事項等説明書

2019年5月



## 賠償責任保険を ご契約いただく皆さまへ

ご契約に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、賠償責任保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱  
いについてのご説明となりますので、ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。  
本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項等をご確認ください。また、ご不明な点につい  
ては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
なお、ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。  
\*取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行って  
おります。したがって、取扱代理店とご締結いただけて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

## 1. 賠償責任保険の概要

### 1 賠償責任保険普通保険約款を適用する保険の概要

■賠償責任保険は、被保険者（保険の補償を受けられる方）が、保険契約に定める事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。ただし、適用される特約条項によっては、これと異なる場合があります。詳しくは、特約条項および追加条項等をご確認ください。

■賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。詳しくは、特約条項および追加条項をご確認ください。  
※賠償責任保険普通保険約款以外の普通保険約款については、そのご契約に適用される約款（普通保険約款、特約条項等）、パンフレット等をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 2 主な特約条項およびその概要

主な特約条項およびその概要を記載しています。保険条件によってセットできる特約条項が異なります。詳しく内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 【施設所有管理者特約条項】

事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約条項です。

#### 【昇降機特約条項】

エレベーターやエスカレーターの事故によって、その所有者や管理者が乗客等の他人にケガを負わせたり、その荷物を損壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約条項です。

#### 【請負業者特約条項】

各種工事または作業の事業者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約条項です。

#### 【生産物特約条項】

生産物を製造・販売する事業者や、工事は作業を行う事業者が、①製造または販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約条項です。

#### 【受託者特約条項】

他人から預かった物（受託物）を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災、盗難、取扱の不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたこと（紛失を含みません。）により、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約条項です。

#### 【自動車管理特約条項】

駐車場、整備工場等が、顧客から預かった自動車に損害を与え、自動車の損壊に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約条項です。

#### 【ノウハウ】

介護保険法、障害者総合支援法または社会福祉法の指定事業者の法律上の賠償責任を包括的に補償する特約条項です。具体的には、業務遂行中の施設所有、使用または管理、または業務の結果に起因する他人の身体の障害や財物の損壊、受託管理財物の損壊、臨時借用自動車の事故、プライバシーの侵害による人格権侵害等身体上の障害や財物の損壊を伴わない経済的損失を補償します。

賠償責任保険（一般A） 重要事項等説明書

## 2. 被保険者の範囲

■この保険で被保険者は、主に下記の方々となりますが、そのご契約に適用される約款（特約条項、追加条項等）ごとに範囲が異なります。詳しくは特約条項および追加条項等をご確認ください。

- ①記名被保険者（保険契約申込書の記名被保険者欄に記載される方）
- ②記名被保険者の役員・使用人
- ③記名被保険者の下請負人
- ④記名被保険者の下請負人の役員・使用人

## 3. 保険期間

■賠償責任保険の保険期間（保険のご契約期間）は1年間です。ただし、個別の契約により異なる場合があります。詳しくは、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

■賠償責任は保険期間の初日の午後4時<sup>(※)</sup>に始まり、末日の午後4時<sup>(※)</sup>に終わります。  
(※)保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

## 4. 保険金額の設定

■保険金額は、実際の損害額に基づきお支払いする保険金の限度額（支払限度額）です。損害額が保険金額を超えた場合でも、お支払いする保険金は保険金額が限度となります。また、保険金は定額で支払われるものではありません。そのため、保険金額はこの保険のご加入の目的に応じて、適切な金額をご設定ください。

## 5. 自己負担額（免責金額）の設定

■保険契約によっては、自己負担額や縮小支払割合（縮小めん補割合）が設定されることがあります。ご契約の際には、ご契約者の自己負担額や縮小支払割合について、保険契約申込書または証券添付約款にて十分にご確認ください。

## 6. 保険料

■実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。  
■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。ただし、分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方法についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時に前にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

■分割払の場合には、分割回数等により、保険料が割増となる場合があります。

■分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までに前払済みにお支払いください。払込期日までに前払済みのお支払いが済んだ場合は、その払込期日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなくなります。保険契約が解除される場合があります。

■保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することによりお支払いしますので、ご確認ください。

■この保険の最低保険料<sup>(※1)</sup>は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。  
(※1) 最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式<sup>(※2)</sup>でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。  
(※2) 概算保険料方式については、10. 確定精算をご参照ください。

(SJNK18-50260 2019.03.20) 35/9320

## 7. 告知義務・通知義務

### 1 告知義務（ご契約締結時における注意事項）

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。

#### ①記名被保険者が個人<sup>(※1)</sup>のお客さまの場合

(※)個人事業主のお客さま（法人以外の組合等のお客さまも含みます。）は、個人に含みます。また、記名被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が記名被保険者となる保険の場合は、①記名被保険者が個人のお客さまの場合に含みません。

#### <告知事項>

■保険契約申込書に★印がある項目

#### ②記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合

#### <告知事項>

■保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項<sup>(※)</sup>について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除される場合があります。

(※)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の以下の項目をいいます。

- ①記名被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②業務内容欄
- ③損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項

### 2 通知義務（ご契約締結後における注意事項）

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

#### ①記名被保険者が個人<sup>(※1)</sup>のお客さまの場合

#### <通知事項>

■告知事項に変更が発生する場合<sup>(※2)</sup>、遅滞なくご通知ください。

(※1)個人事業主のお客さま（法人以外の組合等のお客さまも含みます。）は、個人に含みます。

(※2)環境汚染賠償責任保険と雇用慣行賠償責任保険は、他の保険契約等に関する事実のご通知が必要で、それ以外の賠償責任保険では、他の保険契約等に関する事実のご通知は不要です。

#### ②記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ<sup>(※1)</sup>取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

#### <通知事項>

■保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合<sup>(※2)</sup>

(※)この事項が保険契約申込書に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が起きた場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(※2)環境汚染賠償責任保険と雇用慣行賠償責任保険は、他の保険契約等に関する事実のご通知が必要で、それ以外の賠償責任保険では、他の保険契約等に関する事実のご通知は不要です。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの連絡ができないことがあります。

#### ■ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご契約に基づき追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除される場合があります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなる場合は、追加料金を支払います。

(4) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

## 8. 解約と解約返れい金

■ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料をご請求させていただきます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

賠償責任保険（一般A） 重要事項等説明書

## 9. 保険契約申込書の記載事項・割増引等の確認

■保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等のお客さまの保険料計算に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分に確認いただき、相違がある場合は必ず訂正や変更のお申し出をお願いします。

■保険契約申込書の記載内容が正しいか十分に確認してください。

■保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名もしくは記名捺印ください。

## 10. 確定精算

■売上高、賃金、入場者、領収金等（以下「売上高等」といいます。）によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、保険料の算出の基礎となる売上高等が確定した後、確定した保険期間中の売上高等に基づき算出した保険料との差額を徴収または返戻いたします。確定精算時の確定保険料算出の基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

■「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度における売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

■概算保険料方式でご契約いただく場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料の返戻は行いません。

## 11. 保険金をお支払いできない主な場合

■賠償責任保険では、直接であると同様であるを問わず、次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは、普通保険約款、特約条項、追加条項<sup>(※)</sup>をご確認ください。

(※)ご契約によっては、賠償責任保険普通保険約款以外の普通保険約款が適用される場合もあります。その場合には、そのご契約に適用される普通保険約款や特約条項等をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 【賠償責任保険普通保険約款等における保険金をお支払いできない主な場合】

①保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任<sup>(※)</sup>

(※)ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した暴動

（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持に重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任

③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似した自然現象に起因する賠償責任

④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任<sup>(※)</sup>

(※)賠償責任管理者特約条項と請負業者特約条項において、「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは、被保険者が所有する財物、被保険者が借りたり受託している財物、被保険者が行う作業の対象となる財物をいいます。

⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

⑥記名被保険者の使用人や下請業者等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任

⑦排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任

⑧被保険者や他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

### 【施設所有管理者特約条項における保険金をお支払いできない主な場合】

①施設の築設、改築、修理、取りこわしその他その工事に起因する賠償責任

②航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められた自動車および原動機付自転車等）または施設外における船、車両（原動力がもたらす力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし貨物の積込みまたは積下ろし作業に起因する賠償責任は除きます。

③給排水管、暖房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏れまたははたらんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任

④屋根、柱（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

⑤仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）

⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任

(SJNK18-50260 2019.03.20) 35/9320

【請負業者特約条項における保険金をお支払いできない主な場合】

- ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
ア、土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは土地の附属物、植物物もしくは土砂の崩壊
イ、土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）その収容物もしくは土地の損壊
ウ、地下水の増減
②施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められた自動車および原動機付自転車を含みます。）の所有、使用もしくは管理（※）に起因する賠償責任
（※）貨物の積み込みまたは積下し作業を除きます。
④仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）
⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
⑥じんあいやまたは騒音に起因する賠償責任
など

【生産物特約条項における保険金をお支払いできない主な場合】

- ①生産物または仕物のかまじに基づき生産物（その生産物そのものをい、その他の部分を含みません。）または仕物の目的物（作業対象となった箇所をい、その他の部分を含みません。）の損壊自体の賠償責任（その生産物もしくはその仕物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取り直しもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。）
②被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任（ただし、損保ジャパンが保険金を支払っていない場合は、その被保険者が被る損害にかぎります。）
③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の実施場所に放置・遺棄した結果に起因する賠償責任
など

【受託者特約条項における保険金をお支払いできない主な理由】

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任
②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証券、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、きざし、積本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
④受託物の自然の消耗もしくは欠陥または受託物の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）またははたす食いもしくは虫食いに起因する賠償責任
⑤給排水用、暖房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは沁入る液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
⑥屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
⑧受託物が自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められた自動車および原動機付自転車を含みます。）車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）船、航空機のいずれかである場合で、法令に定められた運転、操縦資格を持たない者、または、酒気を帯びた者によって運転・操縦されている間に、その受託物に発生した損壊、または盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
など

【自動車管理者特約条項における保険金をお支払いできない主な場合】

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
②盗取または詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）
③被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
④委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
⑤記名被保険者の下請負人の管理下にある自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
⑥修理（点検・整備を含みます。）、板金、塗装等の通常の作業工程において、作業の拙劣（※）に起因する賠償責任。ただし、ジャッキアップ作業やボルトの閉鎖作業に起因して発生した自動車の損傷、ワイパーブレードの作業に起因したフロントガラスの損傷については、補償対象となります。また、作業機械の破損・故障もしくは停止による偶然な事故または火災もしくは爆発が発生した場合も補償対象となります。

賠償責任保険（一般A） 重要事項等説明書

- (※)作業の拙劣とは、被保険者の技術水準が未達であり、エンジンオイルの入れ忘れによるエンジンの焼付け損傷（ただし、保険金を支払わない場合は、被保険者の著しい注意義務の欠如により発生した損害にかぎります。）などの作業ミスや板金の凸凹や塗装の色もらなどの仕上げ不良をいいます。
⑦次のいずれかに該当する間に生じた自動車の損壊または紛失、盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
ア、自動車法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間
イ、自動車が道路交通法に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間
⑧自動車の自然の消耗または欠陥に起因する賠償責任
⑨屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
など

12. 事故が起こった場合

- (1)事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(2)この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
(3)賠償責任を補償するこの契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。損保ジャパンへの事前相談なく示談された場合には、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(※)この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
(4)保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

Table with 2 columns: 必要となる書類, 必要書類の例. Rows include insurance request forms, accident reports, and evidence documents.

- (注1)事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。
(5)保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

13. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険金の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
■損害保険請求の間では、保険金支払いの迅速、確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いられません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

14. クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- 【お申し出できる期間】
クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。
ご契約を申込みの日
本書面を受領された日
【お手続き方法】
クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパンの当社に必ず郵便でご通知ください。
【お申し出を受付できない場合】
●取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
●すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

【宛先およびご通知いただく事項】
＜宛先＞ 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク（本社）行
＜ご通知いただく事項＞
・「下記の保険契約のクーリングオフを申し出ます。」
・ご契約を申込みされた方の住所、氏名・捺印および電話番号
・ご契約を申込みされた年月日
・ご契約を申込みされた保険の次の事項
保険種類、証券番号（保険契約申込書控の右上に記載してあります。）または領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。）
・取扱代理店・仲立人名

【お支払いになった保険料の取扱い】
クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返します。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人へ、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。
ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
【クーリングオフができないご契約】
次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
●保険期間が1年以下のご契約（自動継続特約をセットした契約を含みます。）
●営業または事業のためのご契約 ●法人または法人でない団・財団等が締結したご契約
●賞権が設定されたご契約
●金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約

15. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品、各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
賠償責任保険（一般A） 重要事項等説明書

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係者、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
なお、これらの者には外国にある事業者を含みます。
②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社への提供を含みます。）があります。
④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内、提供およびその他の判断等に利用することがあります。
なお、保健医療等のセンティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に準い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

16. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される場合がございます。
■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にのみ、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

17. その他ご注意ください

- 保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

18. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

Grid of contact information for insurance companies, including phone numbers (0120-888-089, 0570-022808, 0120-727-110), websites, and operating hours.